

公立病院改革プランの概要

団 体 名	広島県福山市						
プ ラ ン の 名 称	福山市民病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 10日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 25年度						
病院の現状	病 院 名	福山市民病院					
	所 在 地	広島県福山市蔵王町5丁目23-1					
	病 床 数	一般病床394床 感染症病床6床 合計400床					
	診 療 科 目	内科・精神科・神経内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・心臓血管外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・病理診断科・緩和ケア科・腫瘍内科・救急科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>本来、公立病院は、市民の生命と健やかな生活を守ることを基本に、採算性にかかわらず地域医療を確保し、その医療水準の維持向上を図る役割を担っている。</p> <p>福山市民病院にあつては、こうした本来の役割をふまえ、効率的かつ健全な経営のもと、救急医療、がん診療をはじめ、4疾病5事業の取り組みを通じて市民に高度で良質な医療を継続的に提供するため、医療体制の充実と診療内容の一層の質的向上を図るとともに、市民の医療ニーズに的確にこたえる地域の中核病院としての役割・機能をさらに充実する。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>一般会計から病院事業への経費負担については、総務省自治財政局長通知による繰出基準を基本とする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	98.2	98.7	98.2	97.5	96.4	
	職員給与費対医業収益比率(%)	40.7	39.5	42.3	43.5	45.1	
	病床利用率(%)	86.4	88.0	90.0	90.0	90.0	一般病床
	材料費対医業収益比率(%)	38.2	40.5	39.9	39.0	38.1	
上記目標数値設定の考え方		<p>病院を取り巻く環境の変化や様々な市民の医療ニーズへ対応するための増床も含めた施設整備、あわせて病院改革ガイドラインをふまえた経営の健全化を一層推進するため、2013年度(平成25年度)を単年度黒字達成の目標年度とすることとした。</p> <p>任意項目は、当院の現状をふまえて選択した。 (経常黒字化の目標年度:平成25年度)</p>					

				団体名 (病院名)	広島県福山市 (福山市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
紹介率(%)		51.8	56.0	57.0	59.0	61.0	
逆紹介率(%)		45.1	60.0	62.0	64.0	66.0	
臨床研修医受入数(人)		7	6	10	11	12	初期研修医
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	これまで給食、医事業務等民間委託に取り組んできた。 今後も、経営的視点から市民サービスの向上が図られるものについては、民間への委託を検討する。					
	事業規模・形態の見直し	地域がん診療連携拠点病院として、外来化学療法室の拡充とともに、今後大幅な増加が予測されるがん患者等を受け入れるため、100床程度の増床を含めた施設整備を進める。					
	経費削減・抑制対策	○既存の業務委託契約について、業務内容や長期継続契約など契約方法の見直しを行う。 ○新たなSPDシステムの導入による適正な在庫管理の徹底、情報収集・比較検討による廉価な材料の購入に努める。					
	収入増加・確保対策	○地域の医療機関との機能分担・連携を図り、高度で先進的な医療を提供する公立病院としての役割を果たすため、選定療養費などの徴収について検討する。 ○地域医療連携室の機能を強化するとともに、院内外における連携を図るなかで、患者紹介率の向上や効率的・効果的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図る。					
	その他	○医師や看護師等医療スタッフの確保、研修・教育の充実による医療水準の向上を図るため、研究研修費や医療機器の充実、処遇改善など魅力ある病院づくりに努める。 ○外来待ち時間の短縮や入院環境の整備など療養環境の改善に努め、患者サービスの向上を図る。 ○限られた駐車台数の効率的な利用を図り、一定の収入確保にもつながることから、駐車場の有料化を検討する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	83.2%	18年度	84.4%	19年度	86.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成25年度までの計画期間内に外来化学療法室や内視鏡室等の拡充、100床程度の増床を含めた施設整備を進める。					

団体名 (病院名)	広島県福山市 (福山市民病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する福山・府中二次保健医療圏には下記の4つの公立病院が開設されている。 福山市民病院 400床 府中市立湯が丘病院 308床 府中北市民病院 110床 県立神石三和病院 95床		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	再編・ネットワーク化推進に係る広島県の計画・構想等については、一部を除き平成21年度以降策定予定とされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度末まで	<内容> 圏域内の他の公立病院との再編・統合については、今後策定される広島県の計画・構想等をふまえ、「病院改革プラン検討委員会(仮称)」において、計画期間内を目途に検討していく。 また、当院の附属診療所についても、「検討委員会」の中で、今後の方向性を検討していく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<時期> 平成25年度末まで		
その他特記事項		<内容> 当面は現行の経営形態を維持し、計画期間における経営状況の推移を見極める中で、「検討委員会」において検討する。		
		「病院改革プラン検討委員会(仮称)」を設置し、毎年度の決算数値が確定次第、改革プランの実施状況について、点検・評価を行う。 また、必要に応じ「検討委員会」を開催し、改革プランの内容の変更等審議する。		
		「検討委員会」での点検・評価を経て、市議会に報告の上、ホームページ等で公表する。		

(別紙)

団体名 (病院名)	広島県福山市(福山市民病院)
--------------	----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	9,078	10,096	10,728	11,562	11,712	11,869
	(1) 料 金 収 入	8,473	9,492	10,060	10,894	11,041	11,196
	(2) そ の 他	605	604	668	668	671	673
	うち他会計負担金	397	377	440	457	457	457
	2. 医 業 外 収 益	757	653	701	637	621	673
	(1) 他会計負担金・補助金	695	573	602	509	493	545
	(2) 国 (県) 補 助 金	24	27	35	37	37	37
	(3) そ の 他	38	53	64	91	91	91
	経 常 収 益 (A)	9,835	10,749	11,429	12,199	12,333	12,542
	入	1. 医 業 費 用 b	9,553	10,458	11,320	12,152	12,318
(1) 職 員 給 与 費 c		3,710	4,109	4,239	4,894	5,098	5,355
(2) 材 料 費		3,449	3,852	4,349	4,612	4,564	4,517
(3) 経 費		1,308	1,367	1,539	1,476	1,524	1,622
(4) 減 価 償 却 費		790	796	794	772	696	689
(5) そ の 他		296	334	399	398	436	465
2. 医 業 外 費 用		465	487	260	269	333	360
(1) 支 払 利 息		187	183	179	175	172	195
(2) そ の 他		278	304	81	94	161	165
経 常 費 用 (B)		10,018	10,945	11,580	12,421	12,651	13,008
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 183	△ 196	△ 151	△ 222	△ 318	△ 466	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	10	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	1	0	119	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	9	0	△ 119	0
純 損 益 (C)+(F)	△ 183	△ 196	△ 142	△ 222	△ 437	△ 466	
累 積 欠 損 金 (G)	2,966	3,162	3,305	3,527	3,964	4,430	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	3,932	4,523	5,088	5,467	5,557	5,619
	流 動 負 債 (イ)	742	940	1,070	1,106	1,106	1,115
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	△ 3,190	△ 3,583	△ 4,018	△ 4,361	△ 4,451	△ 4,504	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 431	△ 393	△ 435	△ 343	△ 90	△ 53	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.2	98.2	98.7	98.2	97.5	96.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 35.1	△ 35.5	△ 37.5	△ 37.7	△ 38.0	△ 37.9	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	95.0	96.5	94.8	95.1	95.1	93.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	40.9	40.7	39.5	42.3	43.5	45.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	△ 3,190	△ 3,583	△ 4,018	△ 4,361	△ 4,451	△ 4,504	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△ 35.1	△ 35.5	△ 37.5	△ 37.7	△ 38.0	△ 37.9	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	△ 35.1	△ 35.5	△ 37.5	△ 37.7	△ 38.0	△ 37.9	
病 床 利 用 率	84.4	86.4	88.0	90.0	90.0	90.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 企業債	42			178	1,740	1,820
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	339	380	398	342	300	306
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	4	2	10			
	7. その他			12			
入	収入計 (a)	385	382	420	520	2,040	2,126
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a)-{(b)+(c)} (A)	385	382	420	520	2,040	2,126
支	1. 建設改良費	209	217	276	399	1,940	2,020
	2. 企業債償還金	395	413	398	357	300	307
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
出	支出計 (B)	604	630	674	756	2,240	2,327
	差引不足額 (B)-(A) (C)	219	248	254	236	200	201
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	219	248	254	236	200	201
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
補 て ん 財 源	計 (D)	219	248	254	236	200	201
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)						
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(25)	(-)	(23)	(-)	(-)	(-)
	1,092	950	1,043	966	951	1,002
資本的収支	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	339	380	398	342	300	306
合計	(25)	(-)	(23)	(-)	(-)	(-)
	1,431	1,330	1,441	1,308	1,251	1,308

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。